行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、中年の男性、身長155センチ位、体格中肉、着衣はえんじ色長袖セーター、黒色ジーパン、黒色運動靴、所持品なし

上記の者は平成26年８月19日午前７時25分頃、愛知県知多郡南知多町大字内海字西郷10番地の南側千鳥ケ浜海水浴場の海岸で発見されました。検死の結果、死因は溺死で、死亡日時は平成26年８月18日午後８時頃と推定されます。

身元不明のため火葬に付し、遺骨は愛知県刈谷市半城土町西裏101勝宝寺に保管しています。お心当たりの方は、当町厚生部福祉課まで申し出てください。

平成 26 年 10 月 20 日

愛知県　　南知多町長　石黒　和彦

公示送達

石巻広域都市計画事業石巻市湊北地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

なお、別表及び別図については掲載を省略し、それらを宮城県石巻市穀町12番５号（セキトモビル３Ｆ）にある石巻市復興事業部区画整理第２課事務所内にある掲示場所において掲示しています。

平成 26 年 10 月 20 日

石巻広域都市計画事業
石巻市湊北地区被災市街地復興土地区画整理事業
施行者　石巻市
代表者　石巻市長　亀山　　紘

記

１　送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　石巻市漁業會
住所　不詳（登記簿記載住所　宮城県石巻市湊南町122番地）

２　通知の内容
石巻広域都市計画事業石巻市湊北地区被災市街地復興土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、仮換地を指定します。

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、石巻市を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に石巻市を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。

公示送達

石巻広域都市計画事業石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

なお、別表及び別図については掲載を省略し、それらを宮城県石巻市穀町12番５号（セキトモビル３Ｆ）にある石巻市復興事業部区画整理第２課事務所内にある掲示場所において掲示しています。

平成 26 年 10 月 20 日

石巻広域都市計画事業
石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業
施行者　石巻市
代表者　石巻市長　亀山　　紘

記

１　送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　宮川美智子
住所　宮城県石巻市新館一丁目３番13号（登記簿記載住所　宮城県石巻市門脇字新館103番地10）

２　通知の内容
石巻広域都市計画事業石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、仮換地を指定します。

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、石巻市を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に石巻市を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。

公示送達

石巻広域都市計画事業石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る下記に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

なお、別表及び別図については掲載を省略し、それらを宮城県石巻市穀町12番５号（セキトモビル３Ｆ）にある石巻市復興事業部区画整理第２課事務所内にある掲示場所において掲示しています。

平成 26 年 10 月 20 日

石巻広域都市計画事業
石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業
施行者　石巻市
代表者　石巻市長　亀山　　紘

記

１　通知書の送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　岸野　英夫
住所　宮城県石巻市門脇字三ツ股１番地（登記簿記載住所　宮城県石巻市門脇字三ツ股１番地）
氏名　中央興産株式会社
住所　不詳（登記簿記載住所　宮城県石巻市門脇町一丁目13番10号）

２　通知の内容
石巻広域都市計画事業石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第100条第１項の規定により、使用し、又は収益することを停止します。

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、石巻市を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に石巻市を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。

公示送達

市原都市計画事業新田・下宿土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第95条第６項及び同法第100条第１項の規定による下記の者に対する仮換地指定取消通知及び使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

平成 26 年 10 月 20 日

市原都市計画事業新田・下宿土地区画整理事業
施行者　市原市
代表者　市原市長　佐久間隆義

記

１　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　松谷　　昇
住所　東京府下豊多摩郡大久保町大字西大久保375番地

２　通知の内容
市原市五井1596番地２は土地区画整理法第95条第６項の規定により換地を定めないこととしたため、同法第98条第１項の規定により平成３年５月８日付け市五改第63号の６で通知した仮換地指定を取消します。また同法第100条第１項の規定により市原市五井1596番地２を使用し、または収益することを停止します。

なお、仮換地指定取消通知及び使用収益停止通知の原本につきましては、千葉県市原市五井中央西２丁目３番地13にある、五井区画整理事務所に備え置き、その写しを本土地区画整理事業12街区にある新田自治会館の掲示板（千葉県市原市五井2088番地２）に掲示してあります。